

消 防 予 第 1 2 9 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 } 殿
東 京 消 防 庁 ・ 政 令 指 定 都 市 消 防 長 }

消 防 庁 予 防 課 長

多 段 式 の 自 走 式 自 動 車 車 庫 に 係 る 消 防 用 設 備 等 の 設 置 に つ い て の 一 部 改 正 に つ い て

多 段 式 の 自 走 式 自 動 車 車 庫 に 係 る 消 防 用 設 備 等 の 設 置 に つ い て は、「多 段 式 の 自 走 式 自 動 車 車 庫 に 係 る 消 防 用 設 備 等 の 設 置 に つ い て」（平 成 1 8 年 3 月 1 7 日 消 防 予 第 1 1 0 号。以 下 「1 1 0 号 通 知」とい う。）に よ り 運 用 願 っ て い る と ころ で す が、今 般、当 該 自 走 式 自 動 車 車 庫 と 他 の 用 途 が 同 一 棟 に 混 在 す る も の が 国 土 交 通 大 臣 の 認 定 を 受 け、近 年 そ の 普 及 が 進 ん で き た こ と に 伴 い、1 1 0 号 通 知 の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 す る こ と と し ま し た。

貴 職 に お か れ ま し て は、下 記 事 項 に 御 留 意 い た だ く と と も に、各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長 に お か れ て は、貴 都 道 府 県 内 の 市 町 村（消 防 の 事 務 を 処 理 す る 一 部 事 務 組 合 等 を 含 む。）に 対 し て も こ の 旨 周 知 さ れ る よ う お 願 い し ま す。

な お、本 通 知 は、消 防 組 織 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 2 2 6 号）第 3 7 条 の 規 定 に 基 づ く 助 言 と し て 発 出 す る も の で あ る こ と を 申 し 添 え ま す。

記

1 1 1 0 号 通 知 本 文 中 の 一 部 改 正

本 文 中 「一 階 か ら 最 上 階 及 び 屋 上 部 分 を 自 動 車 の 駐 車 の 用 に 供 し、」を 「自 動 車 の 駐 車 の 用 に 供 し、」に 改 め、「貴 都 道 府 県 内 の 市 町 村 に 対 し て も こ の 旨 周 知 さ れ ま す よ う お 願 い し ま す。」の 下 に、「な お、本 通 知 は、消 防 組 織 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 2 2 6 号）第 3 7 条 の 規 定 に 基 づ く 助 言 と し て 発 出 す る も の で あ る こ と を 申 し 添 え ま す。」を 加 え る。

2 1 1 0 号 通 知 「記 1 消 火 設 備 の 設 置 に つ い て」の 一 部 改 正

記 1 中 「次 の (1) か ら (5) の 全 て の 基 準 に 適 合 す る 多 段 式 の 自 走 式 自 動 車 車 庫（当 該 自 走 式 自 動 車 車 庫 と 他 の 用 途 が 同 一 棟 に 混 在 し な い 場 合 に 限 る。）に あ っ て は、」を 「次 の (1) か ら (4) の 全 て の 基 準 に 適 合 す る 多 段 式 の 自 走 式 自 動 車 車 庫 に あ っ て は、」に 改 め る。

記 1 (2) を 削 り、(3) を (2) に 改 め、「外 周 部 の 開 口 部 の 開 放 性 は、」を 「自 走 式 自 動 車 車 庫 部 分 の 外 周 部 の 開 口 部 の 開 放 性 は、」に 改 め る。

記 1 (4) を (3) に 改 め る。

記 1 (5) を (4) に 改 め、「五 層 六 段 以 上 の 自 走 式 自 動 車 車 庫 に つ い て は、隣 地 境 界 線 又 は 同 一 敷 地 内 の 他 の 建 築 物 と の 距 離 は 1 m 以 上 と す る こ と。」を 「五 層 六 段 以 上 の 自 走 式 自

動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2 m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5 m以上）を設けること（3 m以上の距離を確保した場合を除く。）に改める。

- 3 110号通知「記2 自動火災報知設備の設置について」の一部改正
記2中「同(3)に示す開口部から」を「同(2)に示す開口部から」に改める。

4 その他

- (1) 上記1、2及び3の改正部分の運用は、平成21年3月31日から施行する。
(2) 改正新旧を参考として添付する。

担当 消防庁予防課 鳥枝、塩谷、長田 電話:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533

すようお願いします。

記

1 消火設備の設置について

次の(1)から(5)の全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫（当該自走式自動車車庫と他の用途が同一棟に混在しない場合に限る。）にあつては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができること。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(5)の基準にかかわらず、84号通知等の例によることができる。この場合、一層二段及び二層三段の自走式自動車車庫にあつては、「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日付国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議。別紙参照。）により取り扱われている」とすること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

すようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消火設備の設置について

次の(1)から(4)の全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫_____にあつては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができること。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(4)の基準にかかわらず、84号通知等の例によることができる。この場合、一層二段及び二層三段の自走式自動車車庫にあつては、「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日付国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議。別紙参照。）により取り扱われている」とすること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

(2) 構造等について、次の全てを満たしているものであること。

ア 鉄骨造（一部RC造を含む。）であること。

イ 車庫を構成する部材は、準不燃材料であること。

ウ 各階の床面積は、原則4,000㎡以下であること。

エ 階高さは、2.9m以上であること。

オ はり等の下端から床面までの高さは、2.3m以上であること。

カ 床板の構造は一時間耐火構造（合成スラブ）であること。

キ 連続する車室（自走式自動車車庫において自動車を駐車させる部分）の面積は、幅4.5m以上の車路、遮蔽板（幅4m以上、高さ2m以上であり、上部0.3m以上を厚さ0.8mm以上の鉄板等の不燃材料で造られたものに限る。）又は外部空間で囲まれた部分で400㎡以下とし、かつ、長辺の長さは40m以内であること。

ク 設けることができる付帯施設は、管理室、便所、階段及び人用昇降機とし、その内装仕上げは不燃材料であること。

ケ 管理室（10㎡以下の管理室を除く。）は二階以下の階に、便所は各階に一箇所以下とし、それぞれの面積は25㎡以下、壁は耐火構造であること。

コ 人用昇降機は自動車車庫の外周部に設置されており、壁は一時間耐火構造とし、扉は特定防火設備であること。

サ 連続傾床式又はフラット段差式の自走式自動車車庫において段差部がある場合には、当該段差部周辺のうち、車路の中心線で囲まれた部分（別図1参照）の各階の床面積（以下「段差部床面積」という。）に応じて、段差部（同一階の段差部を除く。以下このサにおいて同じ

。)に次の措置が講じられていること。

① 段差部床面積が1,500㎡未満の場合

段差部の離隔距離が0.5m未満の場合は、当該段差部の空間を延焼防止壁（厚さ30mm以上でALC等の不燃材料で造られた壁をいう。以下同じ。）で閉鎖し、段差部の離隔距離が0.5m以上1m未満の場合は、当該段差部の床面に0.5m以上の延焼防止壁が設置してあること。

② 段差部床面積が1,500㎡以上の場合

段差部の離隔距離が1.5m未満の場合は、当該段差部の空間を延焼防止壁で閉鎖し、段差部の離隔距離が1.5m以上2m未満の場合は、当該段差部の床面に0.5m以上の延焼防止壁が設置してあること。

(3) 外周部の開口

部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。

ア 常時外気に直接開放されていること。

イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとするとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積とした

(2) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口

部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。

ア 常時外気に直接開放されていること。

イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとするとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積とした

もの以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照。））が確保されていること（別図1参照）。

(4) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が6.5m以内に設けてあること。

(5) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は1m以上とすること。

2 自動火災報知設備の設置について

上記1に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(3)に示す開口部から5m未満の範囲の部分は、規則第23条第4項第1号口の「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができること。

3 その他

本通知発出日において、84号通知等による取扱いを受けている自走式自動車車庫に

もの以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照。））が確保されていること（別図1参照）。

(3) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が6.5m以内に設けてあること。

(4) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置について

上記1に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(2)に示す開口部から5m未満の範囲の部分は、規則第23条第4項第1号口の「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができること。

3 その他

本通知発出日において、84号通知等による取扱いを受けている自走式自動車車庫に

については、なお従前の例によることとして差し支えないものであること。ただし、機会を捉え本通知に準じた取り扱いとなるよう指導することが望ましいこと。

(別図 1) (略)

(別図 2) (略)

(別図 3) (略)

別紙 (略)

については、なお従前の例によることとして差し支えないものであること。ただし、機会を捉え本通知に準じた取り扱いとなるよう指導することが望ましいこと。

(別図 1) (略)

(別図 2) (略)

(別図 3) (略)

別紙 (略)